



1、2審とも、被控訴人の負担とする。

(中略)

まとめ 以上によれば、控訴人らは、本件第一行為及び本件第二行為のいずれについても、不法行為責任を負わないから、その余の争点(損害額)について判断するまでもなく、被控訴人の控訴人らに対する損害賠償請求は、いずれも理由がない。

結論 よって、被控訴人の控訴人らに対する損害賠償請求はいずれも棄却すべきところ、これを一部認容した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決中控訴人らの敗訴部分を取り消した上、同部分についての被控訴人の請求をいずれも棄却し、本件附帯控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」であった。被控訴人が上告しなかったことから、10月下旬には東京高等裁判所判決が確定した。

当該判決において、本件第一行為(被控訴人に関する市議会議長宛ての議員倫理審査請求書を報道機関に提供してその内容が報道されるに至らせた行為)は、「被控訴人の名誉を棄損するものではあるが、公共の利益に関わり、専ら公益を図る目的でされたものであるところ、それによって摘示された事実は、重要な部分において、真実であることの証明があり、それを基礎としてされた意見ないし論評の表明は、その範囲を逸脱するものではないといえるから、その違法性が阻却され、不法行為は成立しないというべきである。」とするとともに、本件第二行為(ほぼ同内容の審査請求書を市議会に提出して議会事務局において不特定多数の者が閲覧できる状態に至らせた行為)は、「このような制度を前提とした議員倫理の審査請求については、地方議会議員の重要な活動として正当な職務行為に当たると評価すべきであるから、控訴人らは、本件第二行為について、不法行為責任を負わないものと解するのが相当であり、この判断を左右するに足る事実の主張立証はない。」とされた。

以上の判決による事実認定や裁判所の判断を精査すると、対象議員の行為は、不法行為に当たらないとされている。

当委員会も判決文を詳細に検討した結果、東京高等裁判所の判断を採用することが適切であると認められることから、対象議員の行為は、柏崎市議会議員倫理条例(以下「議員倫理条例」という。)第4条第5号及び同条第6号の規定に該当すると認定した3月6日審査結果は現時点において相当ではなかったと判断し、議員倫理条例違反がないことを確認するとともに、同条例第13条第5項の規定に基づき次の名誉回復措置を採ることとした。

- ・ 平成30(2018)年9月18日付けで副議長に提出された柏崎市議会議員倫理審査会の委員長報告は現時点において東京高等裁判所判決を基に考えると相当ではなかったと判断し、対象議員には議員倫理条例違反がないことを議会及び議会ホームページにおいて公表すること。
- ・ 議会ホームページにおいて対象議員には議員倫理条例違反がないことを

明確にするとともに、委員長報告は削除すること（ただし、原本は、議会事務局で閲覧することは妨げないこと。）。

- ・ 議会だよりに、対象議員には議員倫理条例違反がないことを公開すること。

#### 4 協議の経緯

令和3（2021）年11月12日、11月22日、11月29日及び12月6日に議会運営委員会を開催し、今回の事案について、柏崎市議会議員倫理条例に基づいて対応を協議した。そこに至るまでの経緯は次のとおり

- ・ 令和3（2021）年3月4日

新潟地方裁判所長岡支部の判決言渡し。主文は、次のとおり

- 1 被告星野、被告齋木及び被告若井は、原告（注：加藤武男前議員）に対し、連帯して27万5000円並びにうち25万円に対する平成30年2月20日から、うち2万5000円に対する被告星野及び被告齋木については平成30年9月1日から、被告若井については同月4日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告と被告星野との間、原告と被告齋木との間及び原告と被告若井との間においては、それぞれ、原告に生じた費用の80分の1を上記各被告の負担とし、上記各被告に生じた費用の20分の19を原告の負担とし、その余は各自の負担とし、原告と被告三井田との間においては、全部原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

- ・ 令和3（2021）年9月22日

東京高等裁判所の判決言渡し。主文は、次のとおり（被控訴人が上告しなかったことから判決が確定）

- 1 原判決中控訴人（注：星野正仁議員、若井恵子議員、故齋木裕司議員）ら敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人（注：加藤武男前議員）の請求をいずれも棄却する。
- 3 被控訴人の附帯控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

- ・ 令和3（2021）年11月8日

対象議員から平成30（2018）年3月6日付け議員倫理審査請求に係る倫理審査会の審査結果に対する名誉回復措置願いが提出される。

- ・ 令和3（2021）年11月12日

議会運営委員会で、議長から上記名誉回復措置願いの説明がされ、議会運営委員会で名誉回復措置願いを審査することを確認した。

・令和3（2021）年11月22日

議会運営委員会正副委員長が新潟地方裁判所長岡支部及び東京高等裁判所の判決を精査した結果、対象議員の名誉回復措置願いに記述されている事項に誤りがなかったことを確認したことから、次回議会運営委員会で報告案を提出することを決定した。

・令和3（2021）年11月29日

議会運営委員会に対象議員の名誉回復措置願いに係る報告案が提出され、協議した。

・令和3（2021）年12月6日

議会運営委員会で対象議員の名誉回復措置願いに係る報告案を再度協議し、報告案が了承された。

## 5 協議の結果

当委員会は、3に記載のとおり東京高等裁判所の判決を精査した結果、東京高等裁判所の判断を採用することが適切であると認められることから、対象議員の行為は、議員倫理条例第4条第5号及び同条第6号の規定に該当すると認定した3月6日審査結果は相当ではなかったと判断し、議員倫理条例違反がないことを確認するとともに、同条例第13条第5項の規定に基づき次の名誉回復措置を採ることとした。

- ・平成30（2018）年9月18日付けで副議長に提出された柏崎市議会議員倫理審査会の委員長報告は現時点において東京高等裁判所判決を基に考えると相当ではなかったと判断し、対象議員には議員倫理条例違反がないことを議会及び議会ホームページにおいて公表すること。
- ・議会ホームページにおいて対象議員には議員倫理条例違反がないことを明確にするとともに、委員長報告は削除すること（ただし、原本は、議会事務局で閲覧することは妨げないこと。）。
- ・議会だよりに、対象議員には議員倫理条例違反がないことを公開すること。

## 6 その他

対象議員以外の故齋木裕司議員及び三井田孝欧前議員については、議員でなくなったことから、議員倫理条例の直接の適用はないが、故齋木裕司議員にあつては対象議員と同様の判決であつたことから、議員倫理条例第4条第5号及び同条第6号の規定に違反していないこと、また、三井田孝欧前議員にあつては、新潟地方裁判所長岡支部の判決が原告の請求を全部棄却したが、被控訴人は三井田孝欧前議員に対して控訴を提起しなかったことから、議員倫理条例第4条第5号及び同条第6号の規定に違反していないことを議会運営委員会で確認した。

なお、対象議員による名誉回復措置願いの裏面に記述されている「東京高等

裁判所判決で明らかになった事」に記載の3項目については、当該判決に記述されていることを確認した。